



来週の投資戦略 (6/21-25)

来週もパウエル発言に注目

2021年6月20日

小松 徹

注目事項 - 見所

6月22日、パウエル連邦準備理事会（FRB）議長、下院で証言—市場は再度動く？
6月25日、5月の米国個人消費支出（PCEデフレーター、コアコア）—前月比+0.6%？

株式市場見通し

先週は米連邦公開市場委員会（FOMC）の結果を受けて、すべての金融市場がやや混乱した。投資家の関心は来週もこれが続くか、それとも落ち着きどころがあるか。そもそもパウエルFRB議長がこれまで利上げは2024年になってからとしていたものを複数の委員が1年前倒しの可能性を示したからだ。来週火曜日に米国の下院でパウエル氏の証言がある。どのように説明するのか、各市場の関係者が注目する。米長期金利の動向と為替相場の動きは来週のわが国株式市場にも大きく影響しよう。さらに、米国で金曜日に発表される5月の個人消費支出（PCEデフレーター、コアコア）がその流れを安定させるか、気を抜けない。

次に、3月決算期の株主総会について、東京証券取引所が4月26日に概要をまとめている。KPAの関心があるところだけ取り上げると、①総会の集中率が26.9%まで低下（過去のピークは96.2%）、②ネット中継を含むバーチャル総会比率は14.0%と前年比8.8ポイント上昇、③バーチャルのみの比率は0.3%（5社のみ）。一方、KPAの投資先では②の比率が41%と高いので株主重視の会社が多いと言えよう。今回の集中日は29日午前ようだ。ネット中継であれば、PCや携帯で同時に受信できるので、複数の総会に参加することも可能だ。

来週開催する会社に野村ホールディングス（8604）があるが、残念ながらネット中継はない。当社は前期に米国市場で大きな損失を計上しており、個人投資家はリスク管理について経営陣から直接話を聞きたいはずだ。KPAが参加予定のネットの株主総会は水曜日の本田技研工業（7267）、木曜日のヤマトホールディングス（9064）などである。Hondaは2040年までに新車をすべて電気自動車（EV）と燃料電池車（FCV）にするとの会社の説明に投資家の関心が集まるだろう。ヤマトは中期経営計画「Oneヤマト2023」の内容を会社の口から聞きたいはずだ。

最後に、NHKが集計した「Our World in Data」の6月20日情報では、ワクチン接種率がわが国では1回目が16.4%、2回目が6.4%に、1週間でそれぞれ3.8ポイント、2.1ポイント上がった。菅首相は仏サミットで東京オリンピック開催の成功を国際公約にしたため、政府分科会尾身会長が用意していた無観客開催の提案が葬り去られた。ただし、観客が開催地の者に限るとなれば、航空、鉄道、ホテルなどいわゆる旅行関連産業は期待した需要がほとんどなくなる。先週末は投資家のそのような行動が見られる相場展開となった。来週は週明けの大幅下落後、この点にも注意してみたい。

KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPAの役員あるいはKPAのお客様は本田技研工業あるいはヤマトホールディングスを保有しています。